

平成30年度 対馬市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 平成30年 5月25日(金) 午前10時00分から午前11時 5分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (13人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	4番 畑島孝吉
5番 縫田和己	6番 小宮貞司	7番 黒瀬勝弘
8番 岡村高史	9番 太田深雪	10番 阿比留なみ恵
11番 波田裕一郎	12番 松村英二	13番 早田茂
14番 初村重政		

・農地利用最適化推進委員 (1人)

永尾佐登志

4. 欠席委員 (1人)

3番 神宮教子

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明書交付願について

議案第6号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第1回)

議案第7号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第1回)

議案第8号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条
第3項第5号の規定による農業委員会意見書(案)について

議案第9号 対馬市農業委員の辞任に対する同意について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 庄司智文

農業委員会事務局局長補佐 永留潤也

農林水産部農林・しいたけ課副参事兼係長 安藤智教

中対馬振興部地域振興課係長 牧山隆広

上対馬振興部地域振興課参事兼係長 國分茂徳

7. 会議の概要

議 長

皆様、改めまして、おはようございます。

本日は早期の田植は終わって、普通期の田植がまだ残ってる地区もあろうかと思いますが、そういうお忙しい中に総会のご案内を致しましたところ、皆様ご出席をいただきましてありがとうございます。本日の総会は、本年度第2回目の農業委員会総会となります。皆様のご協力をどうかよろしくお願い致します。

それでは総会に入ります。座って議事を進めさせていただきます。

ただ今より、平成30年度、対馬市農業委員会第2回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は13名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告します。

なお、農地利用最適化推進委員、1名もご出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、1番の永留正司委員、11番の波田裕一郎委員をお願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮りします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は3件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います。議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、福岡市〇〇の〇〇さんから峰町〇〇の〇〇さんに畑1筆を売買するものであります。なお、経営面積は6,081平米でございます。

番号2は、美津島町〇〇の〇〇さんから長崎市〇〇の〇〇さんに畑10筆を贈与するものであります。なお、経営面積は5,850平米でございます。

議案書の2ページをお開き下さい。

番号3は、厳原町〇〇の〇〇さんから厳原町〇〇の〇〇さんに田2筆、畑1筆

を贈与するものであります。なお、経営面積は5,674平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1から番号3につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(1番 委員挙手)

1番 永留正司委員

ただ今議題に上がりました議案第3号番号1の補足説明を致します。

5月23日、事務局長、永留課長補佐、私、譲受人の〇〇さんの父、〇〇さん、譲渡人〇〇さんの親戚でもあり、譲受人の叔父にあたる〇〇さんの5名で現地確認を致しました。現地は畑を栗園として利用されていた模様ですが、現在は、シカ、イノシシに荒らされ、栗の成木が数本残っていた状況でした。

立会人の〇〇さんの説明によりますと、譲渡人の〇〇さんは、すでに福岡の方に居住され、親戚である私に売買の話がありましたが、農地所有面積が30アールを満たないため、甥でもある〇〇さんに話を進めたところ、売買が成立したと言う事でございます。何も問題は無いと思われます。今後におきましても、栗を植栽し栗園を継続したいと言う事でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

つづきまして、番号2について補足説明をお願いします。

(12番 委員挙手)

12番 松村英二委員

番号2について説明を致します。5月24日昨日ですね、いどこにあたります〇〇さん立会いのもと、私と農林しいたけ課の安藤さんとで現地確認を致しました。譲渡人と譲受人の〇〇さんは親子関係にあり、長男が亡くなっており二男である〇〇さんが贈与をされるという事です。〇〇さんは現在長崎市内に在住ですが、近頃、〇〇に家を建てられており将来的には帰島されるようございます。なお、帰島されるまでの間はいどこである〇〇さんが耕作を行う旨、誓約書をいただいている事を申し添えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

つづきまして、番号3について補足説明をお願い致します。

(15番 推進委員挙手)

15番 永尾佐登志推進委員

番号3についてご説明を致します。23日農林しいたけ課の安藤さんと現地確

認を致しました。本人は〇〇さんも来ておられませんでした。親子の譲渡ですので、畑となっておった所は4、5年前までは稲作をしておられましたが、イノシシ、シカの被害が激しく醜状は壊滅状態でした。〇〇の方は今年度も田植えをするように今準備をしてあります。本人は〇〇から通うて来ては田植えをしますが、親子関係ですので何ら異存はないと思いますのでご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第3号の番号1につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号2につきまして賛否を問います。原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号3につきまして賛否を問います。原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の3ページをお開き願います。議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、福岡市〇〇の〇〇さんから、峰町〇〇の〇〇さんに峰町〇〇の畑3筆、面積は1,220平米を売買して、駐車場用地に転用するものであります。位置図、配置図等を4ページから8ページに添付しておりますので、ご参照ください。

番号2は、豊玉町〇〇の〇〇さんから、巖原町〇〇の〇〇さん、〇〇さんに豊玉町〇〇の田1筆、329平米を貸借して、住宅用地に転用するものであります。位置図、配置図等を9ページから15ページに添付しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1、番号2につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(1番 委員挙手)

1 番 永留正司委員

只今議題にあがりました議案第4号番号1の補足説明を致します。5月23日事務局長、永留課長補佐、私、〇〇の〇〇さんの4名で現地確認を致しました。位置図、配置図4から8ページですが、特に6ページの写真を見て頂ければ解ります。現地は畑で数年前までは手前側半分は野菜作りに耕作され、奥の方は耕作放棄地でカヤ等の雑草が生い茂っておりました。譲受人である〇〇の〇〇さんの説明によりますと、譲渡し人の〇〇さんは3号議案と同一の方で、すでに福岡の方に居住され、畑を手放したいとの話があり、葬儀の時や観光客のバスの駐車場に、付近には駐車場は無く不便を来たしていたと言う事で、現在、譲り受けることに至ったとの事でございます。周囲は住宅地と墓地で、また、隣接には排水溝も整備されており、駐車場に転用されても何ら問題はないと現地確認を致しました。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

つづきまして、番号2について補足説明をお願い致します。

(11番 委員挙手)

11番 波田裕一郎委員

番号2につづきまして補足説明をさせていただきます。

5月18日に譲渡し人の〇〇さんと中対馬振興部の牧山さんと私で現地を確認致しました。〇〇君と〇〇さんは〇〇さんの長男夫婦でございます、〇〇君は現在、〇〇に勤務しております、住居の新築工事を行うようでございます。10ページをご覧ください。〇〇さんの家の脇のですね〇〇の田んぼがございまして、ここに3反2畝程の田んぼでありまして、ここは10年前からですね耕作されておらずですね、耕作放棄地状態となっておりますことございまして、ここに宅地への転用は何ら問題ないと思われまして、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、地元委員からの補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(8番 委員挙手)

8番 岡村高史委員

3反2畝ですか。

議 長

(11番 委員挙手)

11番 波田裕一郎委員

3畝2歩です。間違いましたすいません。

議 長

質疑等ございませんでしょうか。

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

2番桐谷です。この申請地以外の〇〇の所は何か耕作してあるんですか。してあるような感じがするんだけど。写真で見る限り。この周辺です。

議 長

(11番 委員挙手)

11番 波田裕一郎委員

ここは牧草を植えております。

議 長

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1について賛否を問います。

議案第4号の番号1につきまして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成でございます。

番号1は許可相当とし、当委員会の意見を付しまして、県知事に進達することに決定いたします。

次に、番号2につきまして賛否を問います。

番号2につきまして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号2は許可相当とし、当委員会の意見を付しまして、県知事に進達することに決定いたします。

次に、議案第5号「非農地証明書交付願いについて」を議題と致します。

今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の16ページをお開き願います。議案第5号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申請人は、上対馬町〇〇の〇〇さんで、上対馬町〇〇〇〇番の田、〇〇番の畑、計2筆、4,047平米でございます。位置図、写真等を17ページから26ページに添付しておりますので、ご参照ください。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(4番 委員挙手)

4番 畑島孝吉委員

説明致します。去る5月18日、担当の國分係長と春田推進委員さん3名で現地調査を致しました。申請人の〇〇さんは体調が悪くて欠席でしたが、以前に申請人と國分係長が現地を確認しております。19ページ以降の写真でお分かりのように荒れ放題です。或いは山林化しているような状況で、とても耕作できるような状況ではありません。以上です。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第5号の番号1につきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり交付することに決定いたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第1回)」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の27ページをお開き下さい。議案第6号、「平成30年度 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第1回)」でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。

利用権設定の件数は1件で、内訳は、貸し手1人、借り手1人でございます。農地の内訳は、畑が2筆、面積は3,121平米でございます。議案書の28ページをお開き下さい。農用地利用集積計画表を添付しております。番号1の登記名義人の土地を集積する予定です。現在、耕作放棄地になっておりまして、集積した後に農地として使用するという事でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第6号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第7号「農用地利用配分計画(案)について（農地中間管理事業第1回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の29ページをお開き願います。
議案第7号、「平成30年度 農用地利用配分計画(案)について（農地中間管理事業第1回）」でございます。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。権利の設定を受けるものは1人でございます。農地の内訳は、議案第6号と同じで、畑が2筆、面積は3,121平米でございます。議案書の30ページをお開き下さい。農用地利用配分計画(案)を添付しております。利用権の設定を受ける者は、〇〇さんでございます。始期が平成30年7月10日からの10年間を予定しており、賃借料は無償です。作物は、飼料作物を作る予定でございます。
以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑が無いようにありますので、賛否を問います。
議案第7号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。
本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第8号「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見書(案)について」を議題と致します。今回は1件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の31ページをお開き願います。
議案第8号、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見書(案)について」でございます。
提案理由は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定により、〇〇入会林野整備組合長から農業委員会の意見を求められているため提案するものであります。
入会林野整備事業につきまして、簡単に説明をさせていただきます。
入会林野整備事業は、地区内にある共有名義の山林や田、畑で、昔からの入会権が未だに消えていない土地を現在の所有者名義に変更することによって、農林業振興のための活用を目的として推進しようとする事業であります。入会権者の皆

さんが活用しやすいように、入会権を所有権に変える事業です。

これらを踏まえまして、〇〇入会林野整備組合長から提出されました整備計画の審査をお願い致します。

議案書の32ページ、33ページをお開き願います。

〇〇入会林野整備組合の農地の関係者数は12名、23筆で12, 158、23平米でございます。経営状況につきましては33ページをご参照下さい。位置図、土地利用計画図を別紙のとおり添付しておりますのでご参照ください。こちらの地図の方です。管内図と計画図を別添で添付しております。土地利用計画図の着色は、黄色が農地でございます。

この事業により、現所有者の名義になり農地の流動化及び地域の開発等に寄与するものと期待しております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の補足説明をお願い致します。

(12番 委員挙手)

12番 松村英二委員

議案第8号の補足説明を行います。昨日5月24日に〇〇地区の〇〇組合長立会いのもとに私と農林しいたけ課の安藤君と現地を確認致しました。〇〇地区は平成27年度から整備を実施しています。別添のとおり整備計画を作成し、知事あて許可を申請すべく手続きを進めていますが、区域の一部に〇〇部落共有名義の農地が存在しています。当該地は新たに所有権を移転する行為ではなく、先祖伝来の継承地として利用していますが農業委員会の意見書が必要と言う事です。今回の意見書交付申請は、農地法3条、4条、5条申請のようによる新たな所有権を移転する行為ではなく、相続に類似した継承使用地として利用されている旨の関係者同意の意見書であります。何ら問題は無いと思います。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

この規模の議案なんですけど、この今位置図やなんか、この別添の入会林野整備事業の位置図で書いて〇〇の赤塗のものが1ページに有りますね、これが全体の概要図なんですか。

(事務局長挙手)

事務局長

2番委員さんのご質問にお答えします。位置図、入会林野整備事業の位置図で言うのが管内図で赤の着色をしてありますよね。それが2地区分を含めた分で着色をしてあります。後ろの方に付けてます計画図なんですけども、全体を映してる分が2地区全体図でありまして、その詳細で拡大図を付けております。この赤い範囲が今回の申請地区の位置図になります。

議 長

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

分かりました。

議 長

質疑ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第8号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認し、当委員会の意見書を添えて回答することに決定いたします。

次に、議案第9号「対馬市農業委員の辞任に対する同意について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の34ページをお開き願います。議案第9号、「対馬市農業委員の辞任に対する同意について」を説明いたします。

本件につきましては、議案書に添付しております様に、平成30年5月11日付で〇〇番委員、〇〇委員より対馬市長宛てに農業委員会委員の辞任届の提出がありましたので、農業委員会等に関する法律第13条の規定により、農業委員会の同意を求めるものでございます。農業委員会等に関する法律第13条では、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て、委員を辞任することが出来る」となっております。市長の同意につきましては、議案書35ページのとおり、平成30年5月25日、本日付で、30対総第43号により、同意した旨の通知が届いております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。ご意見、質疑等ございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので賛否を問います。議案第9号につきまして、同意することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。本案件は同意することに決定いたします。

つづきまして、議事日程第5、その他の事項ですが何かございませんでしょうか。

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

〇〇委員がただ今辞任で了解されたんですが、後任の方はどなたか、〇〇さんの近くは確か〇〇だったんですが、後任の方の内定で言うかそう言うあれはできるんでしょうか。

議 長

協議会に致します。
総会にも戻します。

他にございませんでしょうか。

(12番 委員挙手)

12番 松村英二委員

これはお願いですけど、現地確認をするですね日程の余裕で言いますか、議案書の提出時期もあるとは思いますが、私も昨日バタバタで、一日中畑を見て回る事があったんですけど、出来ればその現地確認をですね少なくとも4、5日前には終わらせたいなという、そういう気持ちなんです。そうせんとスケジュールの都合とかなんとかあって、しにくい場合がありますので出来るだけ余裕をもってですねしていただけんやろうかと、私は受け持ち地区が多いもんですから、いつどっから入って来るか分かりませんのですね、そういう詰まった場合にはもう、昨日はどうかできましたけども、あれにもう一件入ってくるともう、夜中に懐中電灯を持って動かなでけん様になってきますので、結構余裕を持った日程を組んでいただきたいと思います。よろしく検討をお願い致します。

(事務局長挙手)

事務局長

松村委員さんのご質問にお答えしたいと思います。15日でですね申請締め切りをしてるんですね。15日ぐらいに集中して来るんですけども、それから審査なんかする中で、申請人とのやり取りなんか訂正があったりする場合はするんですが、なるべく早い時期時間で立会いを求めるようにはしたいと思いますが、書類の関係でそういう修正があった場合は遅れたりしますが、極力これからは申請が来次第、連絡を取りながらですね早い時期で立会が出来るように進めて行きたいと思いますのでよろしくお願い致します。

議 長

協議会に致します。
総会にも戻します。

他にございませんでしょうか。

(事務局長挙手)

事務局長

質疑が無いようにありますので、私の方からお願いをしたいと思います。別紙で1枚、平成30年度、全国農業新聞長崎県版の投稿順序とスケジュール(案)のペーパーを1枚配らせてもらってます。先週開催されました、会長事務局長会議で新聞の投稿依頼があっています。今回は「わがマチの農業委員・最適化推進委員」、「地域の自慢」が記事内容となったりします。去年は、「輝く女性」で〇〇さん取材させて頂きました。「農地を守る」で農事組合法人 〇〇 〇〇理事長にそれぞれご協力をいただいて、無事投稿することが出来ております。今回は、「わがマチの農業委員・最適化推進委員」、「地域の自慢」です。委員さんとして活動されている事や、農業に関連し地域の自慢等、私は材料が豊富ですと思われる委員さんは、是非ご連絡ください。取材をさせてください。よろしくお願い致します。それと、農業新聞もですね、ほとんどの方が購読をしていますが、あと1、2名、3名ですかね。購読をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。それと、農業者年金の推進につきましてもですね、ご協力の程よろしくお願い致します。以上です。よろしくお願い致します。

議 長

(4番 委員挙手)

4番 畑島孝吉委員

局長さん。新聞掲載のと私が推薦しますけん。豊玉町のね波田裕一郎くん。お願いしときます。

議 長

(事務局長挙手)

事務局長

波田裕一郎さんよろしいですか。

議 長

(11番 委員挙手)

11番 波田裕一郎委員

逆にですね、私も推薦者がおりまして、今パッと見て思いついたのがですね、大先輩であります認定農業者の会長の〇〇さん。この人はですね、〇〇ごぼうの推進に大変努力をしております。もしあの人が蹴った時は私がします。よろしく

お願いします。

議 長

(事務局長挙手)

事務局長

ありがとうございます。また、〇〇委員さんにもお尋ねをしたいと思います。その他ですね、地域の自慢等有ればよろしくお願い致します。

議 長

ご意見ご質問等がないようですので、本日の日程を終了したいと思います。本日は、提案されました議案を皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第2回総会を閉会と致します。

おつかれさまでした。